



人事・労務に役立つ NEWS LETTER 経営労務通信



発行:武田中小企業診断士・社会保険労務士事務所
〒959-2005 新潟県阿賀野市山口町1-1696
TEL 0250-47-8020 FAX 0250-47-8021 e-mail h-takeda@aroma.ocn.ne.jp

決定済み・施行待ちの改正 子ども・子育て支援金制度のリーフレットなどを公表(こども家庭庁)

子ども・子育て支援金制度による「子ども・子育て支援金」の徴収が、令和8年4月から(給与天引きはその翌月から)スタートします。こども家庭庁から公表された事業主向けリーフレットを確認しておきましょう。

子ども・子育て支援金制度／事業主向けリーフレット(抜粋)

子ども・子育て支援金の保険料(令和8年度)

令和8年4月保険料(5月に給与天引き)より支援金を拠出いただきます。

※ 医療保険の保険料とあわせて徴収します。

子ども・子育て支援金に係る保険料率(支援金率)は0.23%です。

- ※ 支援金額(月額)は、標準報酬月額×支援金率になります。
- ※ 基本的に支援金額の半分を企業のみなさまに拠出いただきます。
- ※ 賞与からも支援金を拠出いただきます(標準賞与×支援金率)。

このリーフレットにはQ & Aも掲載されており、そのなかには、下記のようなものもあります。

- Q 給与明細で分けて記載しないといけないの？
- A 保険料額の内訳として支援金額を示すことは法令上の義務ではありませんが、本制度が社会全体でこどもや子育て世帯を応援する趣旨であることを踏まえて、給与明細にその内訳を記載する取組についてご理解・ご協力をお願いします。

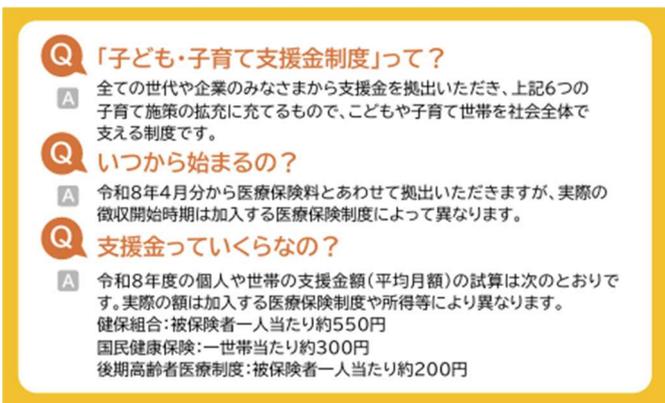
もっと知りたい! 子ども・子育て支援金制度 Q&A

- 「子ども・子育て支援金制度って?」
- 給与明細で分けて記載しないとい

給与明細に、保険料額の内訳として支援金額を示すか否かについては、上記の見解を念頭に置きつつ、各企業の実情に応じて対応すれば差し支えないでしょう。たとえば、協会けんぽに加入し、保険料額表を用いて保険料を計算している企業においては、今後公表される保険料額表の表記の仕方も考慮して、給与明細の記載内容を取り決めればよいと思います。

なお、こども家庭庁から、上記の事業主向けのリーフレットのほか、ポスターや加入者向けのリーフレットも公表されています。子ども・子育て支援金は、民間企業にお勤めの方にとっては、健康保険の保険料と合わせて徴収されます(労使で折半負担)。企業としては、従業員の方にも理解してもらう必要があるため、下記のポスターを事業所の見やすい場所に掲示しておくなど、周知を図っておくとよいかもしれません。

子ども・子育て支援金制度／広報用ポスター(こども家庭庁)



◀一部拡大

★リーフレットやポスターが必要であれば、気軽にお声掛けください。そのURLなどをお伝えします。

(次ページへ続く)

ほぼ決定・
施行待ちの金額の改定

在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」を改定 令和8年4月から

厚生労働省から、令和8年度の年金額改定についてお知らせがありました。令和8年度の年金額は、法律の規定に基づき、国民年金（基礎年金）は1.9%の引き上げ、厚生年金保険（報酬比例部分）は2.0%引き上げられます。また、在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」についても、名目賃金の変動に応じて改定が行われます。ここでは、在職老齢年金に着目してお伝えします。

.....在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」の改定(令和8年4月～).....

「支給停止調整額」は、令和7年の年金制度改正により法定の額の引き上げ（48万円→62万円）が行われ、これに名目賃金の変動に応じた改定が適用され、令和7年度の51万円から、令和8年度は「65万円」に大幅に引き上げられることになりました。

～令和8（2026）年3月

賃金（賞与込み月収）+ 年金の月額が、

- ・「51万円」超えないとき → 年金の減額なし
- ・「51万円」超えるとき → 年金の減額あり（超える額の2分の1を支給停止）

令和8（2026）年4月～

賃金（賞与込み月収）+ 年金の月額が、

- ・「65万円」超えないとき → 年金の減額なし
- ・「65万円」超えるとき → 年金の減額あり（超える額の2分の1を支給停止）

〈補足〉上記の減額（支給停止）の仕組みは、令和4年4月施行の改正で、60歳台前半の在職老齢年金と60歳台後半・70歳以上の在職老齢年金に共通のものとなっています。

◆ イメージ図／厚生労働省の資料を一部修正 ◆



★この改正により、老齢厚生年金の減額（支給停止）を避けるために働き控えをする従業員は、大幅に減少することになりそうですね。在職老齢年金の仕組みなど、詳しく知りたいときは、気軽にお尋ねください。

お仕事
カレンダー
3月

- | | |
|------|--|
| 3/10 | ● 2月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 |
| 3/16 | ● 2025年分の所得税、個人住民税、個人事業税、贈与税の確定申告期限 |
| 3/31 | ● 2月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 |
| | ● 1月決算法人の確定申告と納税・7月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） |



◆あつがき◆

所得税法の大改正があり、確定申告の際は専門家からアドバイスを受けるようにしましょう。また、2026年度から社会保険加入対象の拡大、在職老齢年金制度の見直しなど年金制度の改正が多くありますので、ご注意ください。